

# 熊本県公報

第11949号  
平成22年10月8日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○漁船保険義務加入同意の承認(嵐口加入区)	(団体支援総室)	2
○漁船保険義務加入同意の承認(親和町加入区)	( " )	2
○漁船保険義務加入同意の承認(本渡市加入区)	( " )	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定居宅サービス事業者からの廃止の届出	( " )	3
○指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出	( " )	3
○指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出	( " )	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	5
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	6
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	6
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	6
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	( " )	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	( " )	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の休止	( " )	10
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	10
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	11
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	11
○軽油引取税に係る特約事業者の指定	(税務課)	11
<b>公 告</b>		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工振興金融課)	12
○県有財産の売却	(管財課)	13
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	13
<b>登 載 依 頼</b>		
○平成22年度第2回熊本県医療審議会の開催	(熊本県医療審議会)	14
○裁決手続開始決定	(取用委員会)	14
○直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会)	14
○直接請求の連署基準数	( " )	15

## 告 示

### 熊本県告示第924号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所ドリーム・ケアハウス 熊本市榎木二丁目11番144号	有限会社ドリーム・ケアハウス	平成22年9月24日

**熊本県告示第925号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成18年10月11日熊本県告示第1020号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年10月10日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

嵐口加入区

**熊本県告示第926号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成18年10月11日熊本県告示第1021号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年10月10日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

新和町加入区

**熊本県告示第927号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成18年10月11日熊本県告示第1022号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年10月10日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

本渡市加入区

**熊本県告示第928号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字川辺字鷹屋二ツ山7271番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第929号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
光の森居宅介護支援事業所 菊池郡菊陽町津久礼沖野2960 番地2	有限会社エンゼル	平成22年10月1日

**熊本県告示第930号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**（訪問介護）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
伊藤医院指定訪問介護センター「 りんどう」 荒尾市四ッ山町3丁目5番2号	医療法人藤杏会	平成22年10月15日

**（居宅療養管理指導）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
宮島医院 葦北郡芦北町佐敷348番地1	宮島医院	平成22年8月19日

**（通所介護）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	医療法人社団まこと会	平成22年8月31日
通所介護光老苑 葦北郡津奈木町岩城490番地3	株式会社光老苑	平成22年9月30日

**（通所リハビリテーション）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイケアセンターしみず 熊本市清水亀井町1番26号	医療法人社団杏竹堂	平成22年6月30日
宮島医院 葦北郡芦北町佐敷348番地1	宮島医院	平成22年8月19日

**（福祉用具貸与）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社伊東義肢製作所 熊本市南千反畑町13番18号	有限会社伊東義肢製作所	平成22年9月30日

**（特定福祉用具販売）**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社伊東義肢製作所 熊本市南千反畑町13番18号	有限会社伊東義肢製作所	平成22年9月30日

**熊本県告示第931号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
居宅介護支援事業所しみず 熊本市清水亀井町1番26号	医療法人社団杏竹堂	平成22年6月30日

居宅介護支援事業所さわやかケアセンター 熊本市内坪井町3番1号	NPO法人さわやかケアセンター	平成22年7月31日
介護支援センター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	医療法人社団まこと会	平成22年8月31日

**熊本県告示第932号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

**(介護予防訪問介護)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
伊藤医院指定訪問介護センター「りんどう」 荒尾市四ッ山町3丁目5番2号	医療法人藤杏会	平成22年10月15日

**(介護予防居宅療養管理指導)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
宮島医院 葦北郡芦北町佐敷348番地1	宮島医院	平成22年8月19日

**(介護予防通所介護)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	医療法人社団まこと会	平成22年8月31日
通所介護光老苑 葦北郡津奈木町岩城490番地3	株式会社光老苑	平成22年9月30日

**(介護予防通所リハビリテーション)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイケアセンターしみず 熊本市清水亀井町1番26号	医療法人社団杏竹堂	平成22年6月30日
宮島医院 葦北郡芦北町佐敷348番地1	宮島医院	平成22年8月19日
デイケアセンター愛生 人吉市南泉田町89	医療法人愛生会	平成22年9月1日

**(介護予防福祉用具貸与)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社伊東義肢製作所 熊本市南千反畑町13番18号	有限会社伊東義肢製作所	平成22年9月30日

**(特定介護予防福祉用具販売)**

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社伊東義肢製作所 熊本市南千反畑町13番18号	有限会社伊東義肢製作所	平成22年9月30日

**熊本県告示第933号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年10月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字戸屋野字射 場ノ本 2758番13地先から 同所	前	7.7 ～ 19.5	138.3	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	9.4 ～ 34.8		
		球磨郡水上村大字戸屋野字上 松ヶ野 2797番6地先から 同所	前	11.5 ～ 59.6	153.0	
			後	11.9 ～ 59.6		
		球磨郡水上村大字戸屋野字上 松ヶ野 3000番1地先から 同所	前	9.1 ～ 17.3	138.0	
			後	9.1 ～ 21.5		

2 区域を変更する期日 平成22年10月8日

熊本県告示第934号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市南宮原字村上239番15、241番、243番、244番、267番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字村上241番、239番15・243番・244番・267番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所アシスト高森 阿蘇郡高森町高森2132番地1	特定非営利活動法人アシスト高森	平成22年10月1日

熊本県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
三里木デイサービス 菊池郡菊陽町津久礼2960番地 2	有限会社エンゼル	平成22年10月1日

#### 熊本県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
三里木デイサービス 菊池郡菊陽町津久礼2960番地 2	有限会社エンゼル	平成22年10月1日

#### 熊本県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
黒髪しょうぶ苑デイサービスセンター 熊本市黒髪五丁目4番30号	有限会社九州松栄産業	平成22年10月1日

#### 熊本県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
黒髪しょうぶ苑デイサービスセンター 熊本市黒髪五丁目4番30号	有限会社九州松栄産業	平成22年10月1日

#### 熊本県告示第940号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスクローバー 菊池郡菊陽町大字原水5800番地 23	株式会社ユウケイ	平成22年10月1日

#### 熊本県告示第941号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスクローバー 菊池郡菊陽町大字原水5800番地23	株式会社ユウケイ	平成22年10月1日

熊本県告示第942号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス方保田薫寄堂 山鹿市方保田3636番地2	社会福祉法人福寿会	平成22年10月1日

熊本県告示第943号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス方保田薫寄堂 山鹿市方保田3636番地2	社会福祉法人福寿会	平成22年10月1日

熊本県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所ソアラ 荒尾市本井手18番地	株式会社 SOAR 荒尾市本井手18番地	平成22年9月1日
訪問介護ステーションはなみずき 宇城市不知火町御領171番地3	合同会社 ユタカ 宇城市不知火町御領171番地3	平成22年8月30日
訪問介護事業所 ヘルパーステーション つくし 阿蘇市内牧207番地	合同会社 つくし 阿蘇市狩尾203番地4	平成22年8月1日
ヘルパーステーション桜花 上益城郡益城町安永800番地2	さくら株式会社 上益城郡益城町惣領1445-1	平成22年6月24日

(訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山田クリニック 水俣市旭町2丁目2番5号	医療法人 善哉会 水俣市旭町2丁目2番5号	平成22年8月19日
(居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山田クリニック 水俣市旭町2丁目2番5号	医療法人 善哉会 水俣市旭町2丁目2番5号	平成22年8月19日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター美里苑 下益城郡美里町遠野1920番地2	社会福祉法人 西照福祉会 下益城郡美里町遠野1927番地2	平成22年8月30日
デイサービスセンターもちのき苑 宇城市不知火町御領171番地3	合同会社 ユタカ 宇城市不知火町御領171番地3	平成22年8月30日
デイサービスセンター松朗園 上天草市松島町合津4276番地の610	医療法人 原田会 天草市諏訪町1番21号	平成22年9月1日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	株式会社 エルピーダ 阿蘇市一の宮町宮地5833番地の5	平成22年9月1日
(認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	株式会社 エルピーダ 阿蘇市一の宮町宮地5833番地の5	平成22年9月6日
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護支援センター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5	株式会社 エルピーダ 阿蘇市一の宮町宮地5833番地の5	平成22年9月1日
まっおかケアプラン事業所 玉名郡長洲町大字上沖洲311番地	合同会社ケアサポートセンター まっおか 玉名郡長洲町大字上沖洲311番地	平成22年9月16日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所ソアラ 荒尾市本井手18番地	株式会社 SOAR 荒尾市本井手18番地	平成22年9月1日
訪問介護ステーションはなみずき 宇城市不知火町御領171番地3	合同会社 ユタカ 宇城市不知火町御領171番地3	平成22年8月30日
訪問介護事業所 ヘルパーステーション つくし 阿蘇市内牧207番地	合同会社 つくし 阿蘇市狩尾203番地4	平成22年8月1日
ヘルパーステーション桜花 上益城郡益城町安永800番地	さくら株式会社 上益城郡益城町惣領1445-	平成22年6月24日



2		1			
(介護予防訪問リハビリテーション)					
事業所の名称及び所在地		事業者の名称及び所在地		指定年月日	
山田クリニック 水俣市旭町2丁目2番5号		医療法人 善哉会 水俣市旭町2丁目2番5号		平成22年8月19日	
(介護予防居宅療養管理指導)					
事業所の名称及び所在地		事業者の名称及び所在地		指定年月日	
山田クリニック 水俣市旭町2丁目2番5号		医療法人 善哉会 水俣市旭町2丁目2番5号		平成22年8月19日	
(介護予防通所介護)					
事業所の名称及び所在地		事業者の名称及び所在地		指定年月日	
デイサービスセンター美里苑 下益城郡美里町遠野1920番地2		社会福祉法人 西照福祉会 下益城郡美里町遠野1927番地2		平成22年8月30日	
デイサービスセンターもちのき苑 宇城市不知火町御領171番地3		合同会社 ユタカ 宇城市不知火町御領171番地3		平成22年8月30日	
デイサービスセンター松朗園 上天草市松島町合津4276番地の610		医療法人 原田会 天草市諏訪町1番21号		平成22年9月1日	
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5		株式会社 エルピーダ 阿蘇市一の宮町宮地5833番地の5		平成22年9月1日	
(介護予防認知症対応型通所介護)					
事業所の名称及び所在地		事業者の名称及び所在地		指定年月日	
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5		株式会社 エルピーダ 阿蘇市一の宮町宮地5833番地の5		平成22年9月6日	
<p><b>熊本県告示第945号</b>                  生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。                  平成22年10月8日</p>					
熊本県知事 蒲 島 郁 夫					
(通所介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
益城デイサービスセンターはあとふる	有限会社ケイアンドワイ	上益城郡益城町広崎520番地12	介護機関名称		平成21年4月1日
			益城デイサービスセンター	益城デイサービスセンターはあとふる	

(介護予防通所介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
益城デイサービスセンター はあとふる	有限会社ケイアンドワイ	上益城郡益城町 広崎520番地 12	介護機関名称		平成21年 4月1日
			益城デイサービスセンター	益城デイサービスセンターはあとふる	

熊本県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
老人保健施設松朗園 上天草市松島町今泉32番地の1	医療法人 原田会 天草市諏訪町1番21号	平成22年8月31日

熊本県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	特定非営利活動法人 福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	平成22年8月31日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	特定非営利活動法人 福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	平成22年8月31日

熊本県告示第948号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字瀬美216番1から216番4まで、216番6から216番8まで、216番10、230番1、242番1、242番2、243番、244番1、244番3、245番、字金岡247番1、251番

- 1、275番2、277番1、283番5、283番7、286番1、286番2、286番4、288番1、290番1、字龍官371番1から371番3まで、373番1から373番4まで、373番8、375番1、375番2、377番、385番1、387番3、字宮ノ平1016番4、1029番1、1039番1、字セミ尻2835番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字瀬美242番1・字金岡247番1・251番1・288番1・290番1・字龍官371番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
元気が出るデイサービスウエッキー 熊本市植木町舞尾620番地ショッピングプラザウエッキー2階	一般社団法人うえき元気倶楽部	平成22年10月1日

熊本県告示第950号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
元気が出るデイサービスウエッキー 熊本市植木町舞尾620番地ショッピングプラザウエッキー2階	一般社団法人うえき元気倶楽部	平成22年10月1日

熊本県告示第951号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり行った。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
万年石油株式会社	葦北郡津奈木町大字津奈木1238番地の1	平成22年9月1日

公 告

熊本県公告第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 荒尾市荒尾字東大谷4413番1、同4413番5、同4413番6、同4413番7、同4413番8、同4413番9、同4413番10、同4413番11、同4413番12、同4413番13、同4413番14、同4413番15、同4413番16、同4413番17、同4413番18、同4413番19、同4413番20、同4413番21、同4413番22、同4413番23、同字西大谷4455番8、同4455番9、同4455番10、同4455番11、同4455番12、同4455番13、同4455番14、同4455番15、同4455番16、同4455番17、同4455番18、同4455番19、同4455番20、同4455番21、同4455番22、同4455番23、同4455番24、同4455番25、同4455番26、同4455番27、同4455番28、同4455番29、同4455番30、同4455番31、同4455番32、同4455番33、同4455番34、同4455番35、同4455番36、同4455番37、同4455番38、同4455番39、同4455番40及び同4455番41  
 11, 575.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 荒尾市大島103番地の2  
 有限会社日新商会

熊本県公告第552号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マックスバリュ坪井店  
 熊本市内坪井町109番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成23年5月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1, 897平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
 建物南側及び西側 83台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
 建物南側 30台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
 建物北側(No.1) 50平方メートル  
 建物南側(No.2) 50平方メートル 合計100平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 建物内北側 33.43立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 2箇所 建物敷地南側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 No.1 午前6時から午後10時まで  
 No.2 午後10時から午前6時まで
- 7 届出年月日  
 平成22年9月17日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課  
 平成22年10月8日から平成23年2月8日まで

熊本県公告第553号

県有財産を次のとおり売却する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
所在 熊本市新町四丁目9番23  
地目 宅地  
地積 347.66平方メートル  
最低売却価格 25,800,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成22年11月24日(水) 午前10時  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成22年11月16日(火) 午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年12月7日(火) 午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第554号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字小池1495番4  
261.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市沼山津3丁目6番70号  
藤森 靖司

登載依頼

熊本県医療審議会公告第2号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成22年10月8日

熊本県医療審議会  
会 長 福 田 穰

- 1 開催日時  
平成22年10月15日（金）  
午後3時40分から午後5時15分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 医療法人の設立認可について  
(2) 医療法人の解散認可について  
(3) 医療法人の合併認可について  
(4) 医療法人の理事長選任特例認可について  
(5) 地域医療支援病院の名称の使用の承認について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）  
（電話096-333-2205）

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成22年10月8日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称  
熊本県
- 2 事業の種類  
熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線（熊本県熊本市薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町及び子飼本町地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県熊本市薬園町

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
376番	宅地	宅地	693.32	707.32	126.61
- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
株式会社中山建設不動産  
熊本県熊本市薬園町8番33号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権 利 の 種 類 (受付年月日・受付番号)
株式会社しんわ	福岡県福岡市中央区天神四丁目4番20号	根抵当権(平成20年5月21日・第13333号)
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成22年9月27日

熊本県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基

づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年10月8日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29, 812  
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 097

**熊本県選挙管理委員会告示第62号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年10月8日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	155, 509
八代市・八代郡選挙区	40, 480
人吉市選挙区	9, 774
荒尾市選挙区	15, 502
水俣市選挙区	7, 685
玉名市選挙区	19, 199
天草市・天草郡選挙区	27, 974
山鹿市選挙区	15, 800
菊池市選挙区	14, 074
宇土市選挙区	10, 265
上天草市選挙区	8, 912
宇城市選挙区	17, 250
阿蘇市選挙区	8, 039
合志市選挙区	14, 372
下益城郡選挙区	11, 216
玉名郡選挙区	12, 616
鹿本郡選挙区	8, 338
菊池郡選挙区	17, 615
阿蘇郡選挙区	11, 333
上益城郡選挙区	24, 819
葦北郡選挙区	7, 184
球磨郡選挙区	16, 735